



金沢市公報

第2668号の2

平成22年(2010年)9月13日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
専ら歩行者の一般交通の用に供する道路として指定し、専ら自転車及び歩行者の一般交通に供する道路の指定を解除することについて (道路管理課)	1

告 示

●金沢市告示第211号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第3項の規定により、次の道路を専ら歩行者の一般交通の用に供する道路として指定し、当該道路に係る専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定を解除します。なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成22年9月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成22年9月13日

金沢市長 山 出 保

- 1 専ら歩行者の一般交通の用に供する道路として指定し、専ら自転車及び歩行者の一般交通に供する道路の指定を解除する道路の路線名
芳斉1丁目線12号
芳斉1丁目線13号
- 2 専ら歩行者の一般交通の用に供する道路として指定し、専ら自転車及び歩行者の一般交通に供する道路の指定を解除する期日
平成22年9月13日

平成22年(2010年)9月13日 印刷
平成22年(2010年)9月13日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄